

8月1日から福祉医療費受給者証が更新になります

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

◆福祉医療費(医療費特別給付金)制度とは?

医療費(一部負担金)の一部を町が給付することにより、各家庭の経済的負担を軽減するために設けられている制度です。

◆更新手続き

- 該当される方には、7月下旬に受給者証を郵送しましたので手続きは不要です。
- 前年度所得の確認が必要な方にはご通知しますので、役場窓口での手続きが必要となります。



◆福祉医療費受給資格要件

心身等に障がいのある方	身体障害者手帳の1級、2級および3級の方	
	療育手帳所持者(A1、A2、B1)	
	精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方	
	特別児童扶養手当1級対象児童	
	障害年金1級9、10、11号を受給されている方	
65歳以上	身体障害者手帳4級の音声、言語機能および下肢障害の1号、3号、4号の方	
	障害年金の1級、2級を受給されている方	
母子・父子家庭等	18歳未満または20歳未満で高校在学中の子を養育しているひとり親およびその子、または父母のいない児童	

※乳幼児・児童・生徒に該当する方は、有効期限が出生・転入の日から満15歳に到達した年の3月31日までになっていますので、今回受給者証は郵送されません。

※資格要件にあてはまる方で、福祉医療の申請をされていない方は、住民福祉課 社会福祉係窓口(3番)で申請してください。

児童扶養手当・特別児童扶養手当とは?

問 子ども課 子ども支援係 ☎62-9237

●児童扶養手当

ひとり親等の世帯で18歳未満の児童を養育しているときに、一定の所得の範囲内で手当が支給される制度です。平成28年8月1日から児童扶養手当法の一部が改正され、児童扶養手当の第2子・3子の加算額が変更されます。

【手当の額】

区分	月額	児童加算額	
		第2子	第3子以降
全部支給	42,330円	所得額に応じ 10,000円 ~5,000円加算	所得額に応じ 6,000円 ~3,000円加算
一部支給(所得額に応じ)	42,320円~9,990円		

【手当を受けることができる方】

- ・配偶者が死亡した方・配偶者と離婚した方
- ・配偶者から1年以上遺棄されている方
- ・配偶者が精神または身体の障がいにより働けない方
- ・婚姻によらないで母となった方
- ・配偶者が1年以上法令により拘禁されている方
- ・父または母が監護しないまたは、いない場合の養育者



●特別児童扶養手当

精神や身体に障がいのある20歳未満の児童を監護する父もしくは母等に手当が支給されます。

【手当を受けるには?】 子ども課にて請求の手続きし、長野県知事の認定を受けることにより支給されます。

【支給額(月額)】 1級該当児童・・・51,500円 2級該当児童・・・34,300円

※所得や世帯状況等の条件があります。該当と思われる方は、子ども課 子ども支援係までご相談ください。